

船舶事故調査報告書

平成27年7月9日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

| | |
|--|---|
| 事故種類 | 乗揚 |
| 発生日時 | 平成27年1月22日 06時10分ごろ |
| 発生場所 | 三重県尾鷲市佐波留島北西端付近 引本港大石灯台から真方位197° 1,590m付近 （概位 北緯34° 04.38′ 東経136° 15.14′） |
| 事故調査の経過 | 平成27年1月27日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等 | 瀬渡船 ゆき丸、5トン未満 243-8618三重、個人所有 11.70m (Lr) × 2.63m × 0.74m、FRP ディーゼル機関、175.00kW、昭和54年7月 |
| 乗組員等に関する情報 | 船長 男性 68歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年9月13日 免許証交付日 平成24年8月8日 （平成30年6月21日まで有効） |
| 死傷者等 | なし |
| 損傷 | 右舷外板及び船底に亀裂等 |
| 事故の経過 | <p>本船は、尾鷲市尾鷲港において、船長が1人で乗り組み、瀬渡しする釣り客2人を乗せ、平成27年1月22日05時35分ごろ佐波留島へ向かった。</p> <p>船長は、操縦席に腰を掛けた姿勢で本船を操船し、法定灯火を表示して尾鷲港第1防波堤を通過した後、約5ノットの速力で、尾鷲港人瀬灯浮標（以下「本件灯浮標」という。）を船首目標として東進した。</p> <p>本船は、本件灯浮標を左舷側に見ながら通過して間もなく、船長が、左舷灯を見せて接近して来る他船を認め、あらかじめ本件灯浮標を過ぎた辺りで右転するつもりでいたこともあり、右舵を取って航行していたところ、突然、船首方約10～15m付近に波頭が見えたので、機関を後進にかけたものの、06時10分ごろ、船首部が佐波留島北西端付近の暗礁に乗り揚げた。</p> |

| | |
|---|--|
| | <p>船長は、すぐに僚船に連絡を取って救助を要請し、来援した僚船に釣り客と共に移乗した。</p> <p>本船は、船長が手配したクレーン船により引き出され、尾鷲市の須賀利漁港へ運ばれて、後日廃船処理された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p> |
| 気象・海象 | <p>気象：天気 雨、風向 南西、風力 1</p> <p>海象：うねり 波向東、波高約1.0m、潮汐 上げ潮の末期</p> <p>日出時刻：06時58分ごろ</p> |
| その他の事項 | <p>船長は、本事故当日、天候が回復する見込みがなかったため、釣り客を、うねりの入らない佐波留島西岸中央部付近へ瀬渡しするつもりであった。</p> <p>本船は、GPSプロッター及びレーダーがなかった。</p> <p>船長は、本事故発生海域付近での瀬渡業に40年近く従事しており、本事故海域の状況を熟知しており、ふだん、夜間に航行する際は、本件灯浮標を佐波留島の位置を知るための目安にしていた。</p> <p>船長は、本事故時、日出前で雨が降っていたが、佐波留島に接近すれば島陰が見えると思って航行していたところ、佐波留島を目視することができなかった。</p> <p>船長は、ふだん、佐波留島が目視できない場合、本件灯浮標を過ぎたところで、勘を頼りに右転し、佐波留島へ接近して島陰が確認できた時点で、釣り客を上陸させる場所を探すようにしていた。</p> <p>船長は、本事故後、本事故時は本件灯浮標と佐波留島との距離を錯誤したと思った。</p> |
| 分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析 | <p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、夜間で降雨により佐波留島が目視できない状況下、本件灯浮標付近を東進中、船長が、佐波留島に接近すれば島陰が見えると思って続航したことから、佐波留島北西端の暗礁に向けて航行していることに気付かず、同暗礁に乗り揚げたものと考えられる。</p> |
| 原因 | <p>本事故は、夜間、本船が、降雨により佐波留島が目視できない状況下、本件灯浮標の付近を東進中、船長が、佐波留島に接近すれば島陰が見えると思って続航したため、佐波留島北西端の暗礁に向けて航行していることに気付かず、同暗礁に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p> |
| 参考 | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・慣れた海域を航行する場合において、周囲の状況が確認できず、船位の確認が不可能なときは、出港しないこと。 |

・レーダーやGPSプロッター等の航海計器を備えることが望ましい。

付図1 事故発生経過概略図

